

令和6年度 事業計画書

I 実施方針

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類に移行し、経済活動もコロナ禍前の水準に回復しつつある。10月には訪日観光客が251万人を超え、単月で初めてコロナ前の水準を上回り、様々な場面でインバウンド需要の増加が期待されている。

一方、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、丸2年が経過したが先行きは見通せず、有数の穀物輸出国であるウクライナからの輸出量が減少している。国際的にも不十分な在庫水準と相まって穀物価格は高止まり、我が国の配合飼料価格も高止まっている。また、昨年10月に始まったイスラエルとハマスの戦闘やイエメンの反政府勢力フーシ派による紅海周辺での船舶攻撃などにより、船舶が喜望峰ルートを余儀なくされ、世界的な物流等に影響が及んでいる。日本に輸入される畜産用機械も納期の延長、輸入コストの上昇などの影響が出てきている。

このような物流の混乱や歴史的な円安もあり、飼料や燃油、化学肥料などの生産資材価格が高騰している。飼料価格高騰の根底には、地球温暖化に伴う気候変動による穀物の作況変動や、中国における畜産物需要の拡大に伴う飼料穀物の輸入量の増加という大きな流れがある。肥料についてもその原料の枯渇が懸念されている。このような状況を踏まえると、食料安全保障やカーボンニュートラルへの取組が重要となり、我が国畜産も過度な海外依存から脱却し、国内資源を最大限活用する持続的畜産へ転換していくことが求められている。

経済変動に負けない畜産経営の育成に向け、土地利用集積を進め、自給飼料の生産基盤を拡大しトウモロコシや牧草などの生産増大を図ることや、稲わらや家畜たい肥など国内資源の有効活用、飼養衛生管理の高度化により生産性の向上に取り組むことが重要である。また、生産コストに見合った適切な価格形成がされるよう、消費者や流通関係者の理解醸成を図るための取組も大切となっている。

高病原性鳥インフルエンザは、令和5年11月25日の佐賀県における初発以降、これまでに8県9事例が発生し、約71万羽が殺処分の対象となっている。過去最大（84事例、約1,771万羽）の発生となった昨シーズンの同時期と比べると、少ない発生事例数となっているが、引き続き発生の防止に向けて関係者一丸となって取り組むことが重要である。

豚熱についてはワクチン接種により一時期小康状態にあったが、ワクチン接種農場での発生に加え、野生イノシシでの陽性も依然確認されている。さらに、中国や韓国など近隣諸国でアフリカ豚熱の発生が続いて

おり、特に我が国との人・物の往来が盛んな釜山広域市における野生イノシシへの感染には注視が必要である。水際での対策強化はもとより、生産農場での飼養衛生管理基準の順守・徹底に取り組むことが必須である。さらに、安全な畜産物を消費者に届けるという観点からも、農場 HACCP 認証に取り組むことの重要性が一段と増している。

政府は 2030 年までに農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円とする目標を掲げており、畜産物も輸出拡大に向けた取組を強化している。特に、和牛肉は世界中で高く評価されており、引続き輸出拡大に向けて取組み、その成果が生産現場につながるよう取組むことが大切である。

このような状況の中、政府は令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算において、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策をはじめ、畜産・酪農の生産基盤の強化、生産資材の確保・安定供給、農産物・食品の輸出の促進、経営安定対策の充実、農林水産業・食品産業における環境負荷低減の取組の推進など幅広い対策を講じている。

また、今通常国会には、食料安全保障の強化を基軸とした「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」と、関連法制度の改正案が提出されており、今後、酪農肉用牛の近代化に関する基本方針、家畜改良増殖目標の見直しなどが予定されている。

本会としても、全国の畜産会組織である地方会員、中央の畜産関係団体からなる中央会員、そして施設・機械メーカーを中心とした賛助会員と密接な連携のもと、畜産生産の大宗を占める家族経営を基本に畜産経営の健全な発展に向けた取組を進めていく。

畜産経営に対する技術・経営の指導については、データに基づく経営管理を推進するとともに、総括畜産コンサルタントなど指導者の育成・確保を図り地域の指導体制強化に取り組む。また、農場 HACCP 認証の推進により農場における高度な飼養衛生管理の確立を支援し、伝染性家畜疾病発生の予防に努めるとともに、安全性の高い畜産物生産を支援する。さらに、畜産クラスター事業、ICT 等機械装置等導入事業などの的確な実施により畜産の生産基盤強化を図る取組を引続き支援していく。

なお、4 月 24 日から 26 日にかけて愛知県名古屋市において開催する国際養鶏養豚総合展 (IPPS) 2024 については、今回で 10 回目の開催であり、初めての本会主催であることから、施設・部会会員並びに中央・地方会員等の協力を得て、成功へ向けて全力で取り組む。

また、本会及び地方会員が畜産会組織として一体となって、地方競馬による畜産振興への寄与の周知などに取り組むとともに、会員組織との連携強化に向け様々な情報の提供、相互の情報交換を推進していく。

Ⅱ 公益目的事業

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与及び地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要であることから、指導者を養成するための各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者を対象に総括畜産コンサルタント資格試験を実施し、合格者に対して総括畜産コンサルタントの資格を付与する。
- ③ 都道府県段階の畜産経営支援活動をサポートするため、畜産に関する各分野の専門家で構成する中央畜産コンサルタント団を設置する。
- ④ 地方会員の総括畜産コンサルタント等を参集し、畜産経営に対する支援方針等の検討を行う。
- ⑤ 地方会員を対象に畜産経営に対する事業内容等について説明をするため中央打合会を開催する。
- ⑥ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰する。
- ⑦ 地域の畜産生産者や畜産関係団体との連携強化の推進を行う。
- ⑧ 畜産経営者からの相談に応じるため、全国に畜産経営相談窓口を設置する。
- ⑨ 畜産関係の電算処理業務及び畜産関係情報の提供等を実施する。

2 畜産環境保全活動の支援

畜産経営に関する暫定排出基準の見直しが進む中、排水処理の実態を把握し改善方策を検討するため、排水処理等に係る調査・情報収集を行い、その結果を畜産農家等関係者に情報提供を行い、普及を図る。

3 食品廃棄物の活用支援

未利用資源を活用した飼料を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

一般社団法人日本畜産物輸出促進協会、畜産経営支援協議会及び家畜衛生対策推進協議会が実施する畜産振興対策事業について、その活動を支援する。

5 牛肉輸出の取り組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承

認や海外での商標登録の申請事務等を行う。

6 畜産経営・担い手支援

(1) 映像を活用した畜産情報推進事業

畜産経営の収益性を高め、かつ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、インターネット及びBS放送等を活用し情報発信することで持続的な畜産経営の育成及び消費者の畜産への理解醸成を図る。

(2) 肉用牛生産基盤強化等対策事業

肉用牛経営等への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、農業高校生等を対象に研修会を開催し、肉用牛に関わる仕事への理解促進を図り、将来の肉用牛生産業の担い手確保に繋げる。また、中核的担い手の育成に向けた経営管理や生産技術に関する研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の設備資金や運転資金を必要とするが資金を借り受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金借受者や借受希望者を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を地方会員と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

(1) 畜産金融懇話会運営事業

畜産経営の現状や畜産経営に対する施策等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートのあり方等についての理解醸成を図る。

(2) 畜産動産担保融資活用支援事業

畜産動産担保融資(畜産 ABL)を利用できる環境整備を一層推進する必要があることから、普及に向けた課題解決のための検討、畜産 ABL 活用の実態調査及び事例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を開催する。

3 借受資金償還等の支援

(1) 畜産特別支援資金融通事業

畜産特別資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金の貸付けを行った融資

機関に対する利子補給等を行う。

(2) 畜産経営体質強化資金対策事業

畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給、及び乳用牛又は繁殖牛の計画的増頭に必要な家畜購入等のための資金借入に係る債務を農業信用基金協会が保証した場合の保証料免除に対する助成を行う。

4 伝染病発生時の復興支援

(1) 家畜防疫互助基金支援事業（家畜防疫互助等推進事業）

口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、地方会員の協力を得ながら、生産者等に対し本事業の普及、啓発活動等を推進するとともに、生産者と本会との間で家畜防疫互助基金への加入契約を締結し、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。

(2) 家畜防疫互助基金支援事業（家畜防疫互助事業）

本事業に加入している農家に家畜伝染病が発生した場合には、生産者が自ら積立てた積立金(家畜防疫互助基金)と農畜産業振興機構からの補助金を2分の1ずつ拠出した互助金を交付し、発生農家の経営再開を支援する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

「TPP 等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家等関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、優良な若い繁殖雌牛に更新した取組に更新奨励金等、地域一体となって行う取組みを支援するため、基金を造成し実施する((1)及び(2)の事業)。

また、酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する((3)及び(4)の事業)。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援(施設整備事業)
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援(機械導入事業)
- ③ 収益力の向上のための新たな取組みの成果の実証等に対する支援(調査・実証・推進事業)
- ④ 畜産クラスターによる取組みの全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組の実施(調査・実証・推進事業)
- ⑤ 後継者不在の経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチングの取組みを支援するとともに、経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必

要な施設整備の支援(畜産経営基盤継承支援事業)

(2) 優良繁殖雌牛更新加速化事業(畜産クラスター事業)

肉用牛の生産基盤を強化するため、高齢の繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新した取組に対して更新奨励金を交付する。

(3) ICT 化等機械装置等導入事業

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき ICT 関連機械等の選定を行う取組みを支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械等の導入を支援する。

(4) 酪農経営支援総合対策事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家の経営体質強化に資する先進的機器の導入と一体的な施設の整備等を支援する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

(1) 家畜防疫・衛生指導対策事業

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性確保に重要なツールである農場 HACCP 認証に必要な審査員の養成・力量向上、消費者等への情報普及等の総合的支援を実施する。

(2) 農場 HACCP 導入推進強化事業

生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。

(3) 農場 HACCP 推進農場指定事業

農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを実施している農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定する。

(4) 農場 HACCP 認証事業

農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(5) 日本版畜産 GAP(畜産)認証事業

JGAP(家畜・畜産物)認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(6) 地域養豚生産衛生向上対策支援事業

養豚経営における PRRS 等の慢性疾病について、農家、獣医師、行政、関係団体等で構成する自衛防疫組織を活用して、巡回指導、モニタリング検査等の衛生対策の取組みを支援する。

(7) 持続可能性配慮型畜産推進事業（畜産 GAP 認証審査支援事業）

日本版畜産 GAP の認証取得拡大を図るため、審査を行う者の育成に必要な畜産 GAP に関する研修会を実施する。

(8) 養豚経営安定対策補完事業うち野外環境リスク低減対策

野生イノシシを介した豚熱のまん延防止を図るため、豚熱経口ワクチン導入全国協議会が行う経口ワクチンの導入・保管等の取組支援、都府県協議会が行う経口ワクチンの散布地点の選定・散布・回収に必要な実証の取組み、ドローンや給餌器等を活用した散布方法の省力化を図る取組み等を支援する。

(9) 経口ワクチン散布技術効率化事業

豚熱経口ワクチン散布の高効率化に資するため、散布地点・散布方法選定の差異による影響を分析するために現状を把握するとともに、野生イノシシでの豚熱の発生状況に応じた散布地域・散布方法の選定技術の検証及びその技術の普及・定着を図るための映像作成、説明会を実施する取組等を支援する。

2 馬の伝染病対策の支援

(1) 馬飼養衛生管理特別対策事業

乗用馬・軽種馬の飼養衛生管理環境の整備を図るため、産業動物獣医師に対する馬飼養衛生管理に必要な知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る資料作成・配布、地域における馬飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。

(2) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

競馬開催や馬事産業に影響を及ぼす伝染性疾病の発生防止と防疫推進のため、馬飼養者とともに、競走馬以外の馬に対する馬インフルエンザや馬鼻肺炎ワクチンの接種、生産地の競馬場入厩前の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス感染症及び馬インフルエンザ等のワクチンの接種を推進し、疾病に対する免疫の確保、維持・構築を図る。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

(1) 臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫やアフリカ豚熱等の特定疾病及びその他の感染症に対する防疫支援体制を強化するため、産業動物獣医師を対象に研修会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する資料作成・配布し、周知を図る。

(2) 獣医師養成確保修学資金給付事業

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学への地域枠入学者・獣医学生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として給付する。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

食品産業残さ、農場残さ、稲わら等を家畜飼料としての活用を図るため、既に飼料化して活用している事例について情報発信等を行い、普及を図る。

2 畜産情報の提供

国内外における畜産業に関する経営支援の取組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取組み等を実施する。

(1) 出版事業

月刊誌「畜産コンサルタント」を発行するほか、特別出版物・畜産手帳の刊行・頒布等を通じて、畜産生産者・関係者への的確な情報提供を行う。

(2) 電算処理事業

インターネット(畜産情報ネットワーク(LIN))を通じた情報提供や畜産経営分析支援システムの提供、畜産特別資金利子補給等に係る電算処理等を行う。

(3) 畜産経営情報提供事業

畜産経営技術指導事業の成果を普及するため、全国優良畜産経営管理技術発表会等の優良な畜産経営・生産技術等の情報提供を行う。

(4) 国際養鶏養豚総合展開催事業

養鶏養豚における最新の施設機械等を国内外の関係者に対して展示紹介するため、愛知県名古屋市において「国際養鶏養豚総合展 2024」(開催期間 4月24日～26日)を開催する。

(5) 畜産教育支援

全国の農業高等学校及び農業大学の教職員に対しての教育支援を行うため、畜産経営、飼養衛生管理技術、家畜畜産物の衛生の知識向上を図るための研修会開催や畜産関連技術の取組みについて情報提供を行う。

(6) 畜産物の適正な価格形成に向けた理解醸成対策事業

畜産物の生産コストを販売価格に反映することに対して理解を求めするため、畜産の動向及び情勢に興味関心を抱くような情報を消費者に対して発信する。

Ⅲ その他の事業（相互扶助等）

1 軽種馬経営等の支援

（1）軽種馬経営強化改善資金・軽種馬経営継承者借換資金融通事業

軽種馬生産経営を対象に既往負債の借り換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。

（2）軽種馬経営高度化指導研修事業

軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査の実施、調査成果の活用普及のための研修会を開催する。

2 畜産振興の推進

（1）畜産振興基金事業

本会及び地方会員等の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付け等の福利厚生及び地方会員の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。

（2）地方会員活動支援事業

地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

3 衛生対策の連携

（1）競走馬防疫促進対策事業

競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底を図る。

（2）農場 HACCP 認証協議会運営事業

農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。

5 馬事畜産振興推進活動

馬事畜産振興協議会が実施する馬事畜産振興推進事業の活動を支援する。

6 畜産関連先端設備の導入支援

中小企業庁が進める「経営力向上設備等」を導入する際に受けられる税制措置（法人税及び所得税の軽減措置）に係る証明書の発行業務を行う。

IV 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

- ① 会員相互の連絡調整を緊密に行う。特に、地方会員についてはブロック単位で開催される会議に本会役職員を積極的に派遣し、情報交換及び意思疎通を図る。
- ② 日本の畜産業の安定した振興を図るため、畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。
- ③ 農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講幹旋を行う。
- ④ 全国各地で開催される共進会等催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与する。

2 組織強化

- ① 組織の基盤強化を図るために、本会の業務及び活動内容を積極的に情報発信し、幅広い人材の確保に努める。
- ② 採用後の職員が幅広い知識を得て業務に対し意欲的に取組めるように、計画的に人材育成を行う。また、畜産会組織全体の職員の人材育成・交流を図るための研修会を実施する。
- ③ 職員が働きやすい職場環境を整備し、福利厚生の実施を図る。
- ④ 各種業務のシステム化、データベース化、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化を図る。
- ⑤ 環境に配慮した取組みの一環として、SDGs に対する活動について具体的な検討を行う。
- ⑥ 畜産生産者等で構成される全国畜産いきいきネットワークの事務局として活動を行う。